鳥取県漁業調整規則(令和２年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第１項の規定に基づき、規則第５条第１項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

１　許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

小型いかつり漁業（県外船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格（※）	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数（※）
小型いかつり漁業	鳥取県沖合	１月１日から 12 月 31 日まで	定めなし	５トン以上 10 トン未満	○○（道県）に住所又は漁業根拠地を有する者	○
	最大高潮時海岸線から 27,000 メートル以遠の鳥取県沖合	１月１日から 12 月 31 日まで	定めなし	10 トン以上 30 トン未満	○○（道県）に住所又は漁業根拠地を有する者	○

※　許可希望のあった道県に住所又は漁業根拠地を有する者に対し、許可希望隻数を予備枠（10 トン未満５隻、10 トン以上５隻）の範囲内で公示する。

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

（各道県水産主務課と鳥取県漁業調整課が協議して適当と認める日から２週間）

３　許可の有効期間

許可日から令和９年 12 月 31 日まで

（漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮）

４　この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。